

総 税 都 第 1 3 号
平成 2 6 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）
の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 4 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 2 6 年政令第 1 3 2 号）及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 6 年総務省令第 3 4 号）が平成 2 6 年 3 月 3 1 日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成 2 6 年 4 月 1 日から施行されることとされました。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成 2 2 年 4 月 1 日総税都第 1 6 号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」について、別添新旧対照表のように改正する。

本通知による改正後の次に掲げる規定は、それぞれに定める地方税について適用する。

- イ ロからホまでに掲げる規定以外の規定 平成 2 6 年度以後の年度分の個人の道府県民税、平成 2 6 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税、同日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税、同日以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び同日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税並びに同日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税
- ロ 第 2 章 4 0 の 2 平成 2 9 年度以後の年度分の個人の道府県民税
- ハ 第 2 章 4 7 平成 2 6 年 1 0 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税
- ニ 第 2 章 5 0 （ 1 ）（租税特別措置法第 4 1 条の 1 2 の 2 第 7 項に係る部分に限

る。) 平成28年1月1日以後に開始する事業年度分の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税
ホ 第3章4の7の5 平成27年1月1日以後に行われる社会保険診療に係る法人の事業税